秋田市告示第169号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事	事業者の	事業所の		ま光式の記去地	成儿のケリロ	サービスの	
名	3 称	名	称	事業所の所在地	廃止の年月日	種	類
						小規模多	· 機
H	ナルフ	 小 規 模 多 機		秋田市新屋松美	令和4年5月31日	能型居宅	介
	ート株	が 及侯多機 能型居宅介 護ヴェル	護、介護			予	
式会				町13番12号	节和4年3月31日	防小規模	多
	五 仁				機能型居	·宅	
						介護	